

**テーマ** : 従業員持株会と議決権信託

### **従業員持株制度及びその問題点**

従業員による持株会は、民法上の組合（法人格なき社団）として組成されるのが一般的であり、会社が奨励金を拠出して持株の取得を促進する一方、会員資格及び退会に伴う清算などの制約が課される。こういった制度も、社員の自社株取得による財産形成を目的とする限り、株主への利益供与（会社法 120 条）には当たらないと解されている。他方で、持株会に属する株式の議決権を含む共益権は、株主たる従業員との間の信託契約に基づき理事長等によって統一行使されることが多いが、このような取り扱いが株主による共益権の行使を阻害するのではないかが問題となる。

### **大阪高裁決定昭和 58 年 10 月 28 日**

この点につき、大阪高決昭和 58 年 10 月 28 日（以下「本決定」）は、事例判例ではあるものの（持株会と従業員との？）株式信託契約を無効と判断した。

- ① 本決定は、会社更生手続開始後に労使協定に基づいて従業員持株会が組成されたところ、持株会の構成員たる少数株主からの検査役選任請求がなされたという事案である。原決定は、検査役選任を認めたが、会社側が、持株会に属する個々の株主による共益権の行使は信託契約が存在する以上許されないと主張して抗告した。
- ② これに対して、本決定は、本持株会においては株式信託契約を締結しないと持株を取得できないこと、株式信託契約を締結するか否かの自由はなく退会するまで株式信託契約を解除することができないこと、を指摘して、本信託契約は議決権を含む自由な共益権の行使を阻害するものである、と判示して、株式信託契約を無効と判断し、会社による抗告を棄却した。
- ③ なお、対象会社に関する持株会規約及び株式信託契約の詳細は不明である。

### **持株会設置にあたっての実務上の留意点**

本件は、非公開会社における共益権信託の事案であるが、現在の一般的な持株会規約においては、議決権の行使について規約に定めはない。また、日本証券業協会の「持株制度に関するガイドライン」においても、共益権の行使については言及されていない。この点、従業員持株制度は、議決権の統一行使のために運用し、株主による指図権を認めない運用であれば、持株会の理事長による、自ら保有しない株式についての議決権の行使を認める結果となり、会社支配の公正さを害するのではないかと思われる。従業員持株会による議決権の統一行使にあたっては、持株会につき定時総会を開催する、又は何らかの議決権行使基準を設定するなど、株主権を阻害しないような配慮が必要となると考えられる。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.98 は、「人的資本の開示」(23C36)の予定(2023/2 発行予定)としております。

以上